

第1節 快適なまちを実現する。(都市基盤)

1 快適な都市

第1節 快適なまちを実現する。(都市基盤)

1 快適な都市

2 市街地の整備

3 道路の整備

動向（現状）と課題

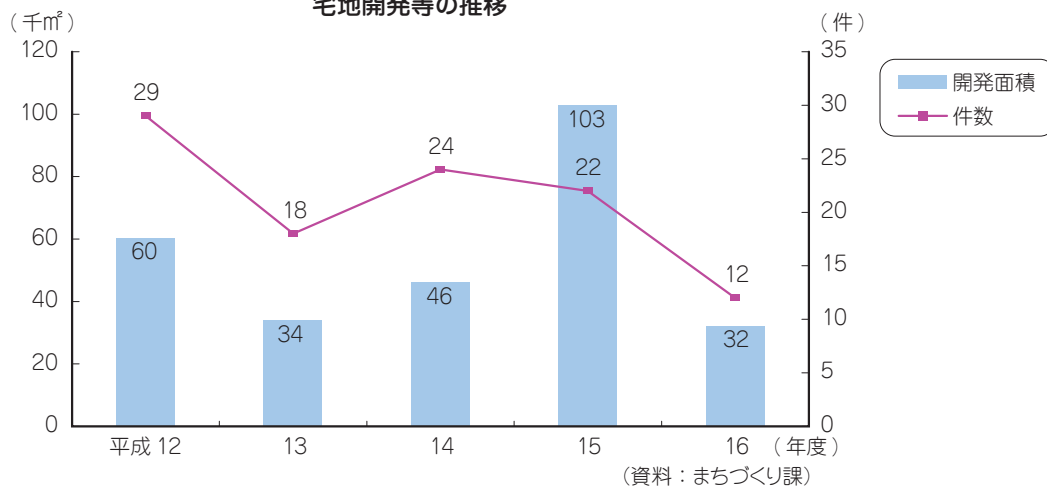
● 動向（現状）

- (1) 市では、大都市近郊の都市として、人口の増加に対応するための都市基盤の整備を進め、快適で便利なまちづくりを進めていますが、一方では住宅を中心とした開発への需要が進むとともに、従来の小平の良さである緑が多くゆとりのある風景が減少しつつあり、周辺の住環境に配慮した開発と緑の保全の調和を望む声が大きくなっています。
- (2) 最近では、景観を含めて、良好な居住環境を維持するためのさまざまな方策の実施が求められています。
- (3) まちづくりの基本となるのは都市計画ですが、利便性の向上、土地の有効活用も含めて、特に市の都市計画マスタープランを踏まえた計画的なまちづくりが必要です。
- (4) 市内には多くの都営住宅がありますが、老朽化にともなう建替えはほぼ終了し、不燃化構造として高層化され、災害に強い構造の建物としてリニューアルされています。

● 今後の課題

- (1) 調和のとれた小平の特徴的なまちづくりを実現するためには、市民・行政・開発事業者が共通のビジョンを持ち、共通のルールを認識していくことが不可欠であり、また地域における合意形成を図っていくことが必要です。
- (2) 快適な居住空間を創出するためには、バリアフリーやユニバーサルデザイン*に配慮した街なみを計画し実現していくことが必要であり、また、防犯上や緊急時に対応するためには、できるだけわかりやすい街なみになるよう市街地の整備を進める必要があります。
- (3) 都営住宅については、東京都より市への移管が示されていますが、市への移管を行った場合、より広範な視野からの住宅施策への対応が困難になることに加え、市への財政負担がたいへん厳しい状況になることが予想されます。

宅地開発等の推移



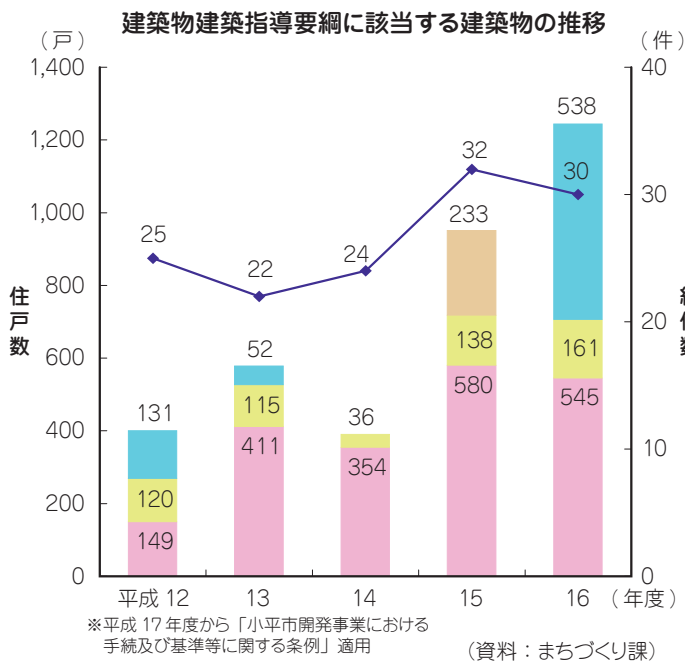
*ユニバーサルデザイン…ものや施設をつくるときに、だれもが使いやすいかたちにデザインする考え方。またはそのようにデザインされたもの。

本計画における基本方針

- (1) 小平らしい調和のとれたまちづくりを実現するために、今後、多くの市民の参加を進めるなかで、地域の特性にあった都市計画を進め、土地の有効利用を図ることが必要です。
- (2) 緑を主体とした都市景観を維持していくために、景観に関する地区計画などまちづくりに対する情報提供や意識啓発をしていくとともに、今後の都市施設については、だれもが利用しやすいユニバーサルデザインによる街なみとして統一し、負荷が小さく安心して移動できる空間づくりを行っていきます。
- (3) 地域の人たちが、日ごろから「地区計画」などの手法について関心が持てるように支援し、まちづくりへの参加の意識を高めます。
- (4) 今後も市の財政状況は非常に厳しい状況が予想されることから、市内の都営住宅については施設の維持管理や建替えを含めて引き続き東京都により管理すべきものとし、市長会等を通じて要請してまいります。

予定される計画事業

	事業項目	前半〔5年間〕	後半〔5年間〕	目標設定
施設事業	(1) バリアフリーに配慮した都市施設の実現	▶		
非施設事業	(1) 都市計画マスタープラン、福祉のまちづくり推進計画（再掲）によるまちづくりの推進	▶		➡
	(2) まちづくり条例制定の検討	▶		
	(3) 住居表示整備事業の推進	▶		
	(4) 景観に関する地区計画などまちづくりに対する情報提供や意識啓発	▶		
	(5) 東京都による都営住宅の継続管理の要請	▶		



第1節 快適なまちを実現する。(都市基盤)

2 市街地の整備

第1節 快適なまちを実現する。(都市基盤)

1 快適な都市

2 市街地の整備

3 道路の整備

動向（現状）と課題

● 動向（現状）

- (1) 現在まで、栄町地区、小川西町地区の土地区画整理事業、花小金井駅南口地区の整備を実施し、次いで花小金井駅北口地区の整備がようやくここで終了しつつあるなかで、現在は、小川町一丁目地区の土地区画整理事業が着手され、市内の各所においてははしだいに良好な市街地が形成されてきています。
- (2) 今後も、地域の特性に応じた市街地の整備を順次展開していく必要がありますが、財政状況が大変に厳しいなかで、住民や権利関係者と合意形成をいかに図っていくか、さらに計画の段階から市民と事業者、行政が共通の認識を持ち、連携しながら取り組んでいくことが求められます。

● 今後の課題

- (1) これからは、地域の特性にあわせた手法で市街地の整備を順次進めていくことにより、安全で利便性の高い快適な都市環境を実現させていくことが必要です。
- (2) 現在、都市基盤の整備に関する話合いや情報提供が進められている地区においては、今後の状況では、関係者の意向や整備の時期が市の計画と整合しない場合も想定されますが、現在のような財政状況が大変に厳しい時代においては、市や国などの財政状況や動向が大きな要素となります。
- (3) 今後、小平らしい地域の特性を持つ市街地の整備を行うためには、地区計画などの手法を用いて実現ができるように、日ごろから市民と行政が情報の共有や情報の交換を行い、連携しながらそれぞれの役割を果たしていくことが必要となります。



本計画における基本方針

- (1) 今後、市街地や都市基盤の整備については、昨今の市の厳しい財政状況により大規模な事業への投資がしにくくなっていることもあり、計画の選択やいっそうの計画的な事業展開を図り、関係住民との十分な合意形成をめざします。
- (2) 都営住宅と都市計画道路の整備が終了した小川駅西口周辺の整備については、今後、地権者間のビジョン*も視野に入れて、関係者、周辺市民、市などにとって最適な整備手法を検討していきます。
- (3) 市街地の整備が終了した地域においては、当初の事業計画と一致した、その地域の特性に応じたまちづくりが展開されているか検証し、新たな計画に生かしていきます。

予定される計画事業

	事業項目	前半〔5年間〕	後半〔5年間〕	目標設定
施設事業	(1) 花小金井駅北口都市基盤整備事業（東部市民センター移転、自転車駐車場整備等）	→		
	(2) 小川町一丁目土地区画整理事業	→	→	
	(3) 小川駅西口地区再開発の最適な整備手法の検討	→	→	
	(4) 小平駅北口駅前広場等整備（都市計画道路3・4・19号線を含む）に関する検討		→	
非施設事業	(1) 市街地整備終了後のまちづくりの検証	→	→	↗



*ビジョン…未来像、展望や見通し。

第1節 快適なまちを実現する。(都市基盤)

3 道路の整備

第1節 快適なまちを実現する。(都市基盤)

1 快適な都市

2 市街地の整備

3 道路の整備

動向（現状）と課題

● 動向（現状）

- (1) 市内の都市計画道路については、都市計画決定から長い時間が経過しているにもかかわらず、さまざまな事情から整備が遅れており、良好な市街地形成への影響や交通渋滞などの原因となっています。また、交通渋滞を避けるために狭い生活道路へ通過車両が流入し、地域の住民をはじめ、歩行者が安心して利用できない状況が見受けられます。
- (2) さらに、都市計画道路等の基盤整備の遅れは、緊急時や災害発生時の対応に支障が生じることが懸念され、また既存の道路沿いでは市街化が進み、今後の都市計画道路の整備を困難な状況にしています。
- (3) 市内の都道・市道については、バリアフリー化などその改善が少しずつ図られていますが、未整備の箇所については高齢者や障がい者にとって利用しにくい状況となっており、その改善が求められています。
- (4) 国からの譲与を受けた里道*については、すでに畑や住宅地の便利道として利用されている状況があり、また敷地の境界や利用状況が不明確となっている部分もあります。

● 今後の課題

- (1) 都市計画道路については都市の骨格であり、通過交通を円滑にし、また災害時における避難路、延焼遮断帯などの役割のほかに、国内の物流を促進し国内経済を活性化させ、また都市景観を形成するなど、社会的に重要な役割・機能を持つことから、その計画的な整備が必要です。
- (2) 今後は、都市計画道路の計画的な整備を促進するとともに、一般の道路についても、歩行者の安全確保のための歩車道の分離やバリアフリー化を進め、だれもが快適で安全に利用できるユニバーサルデザインの実現をめざしていくことが必要です。
- (3) 譲与を受けた里道については、歴史的な経過から地番や登記がされてこなかった状況があり、今後の利用を検討するうえでも境界確定などを行い、財産管理を明らかにしていく必要があります。



*里道…道路法の適用がない認定外の道路のうち、公図上では赤色に着色されているもの。「アカミチ」ともいう。

本計画における基本方針

- (1) 今後、市内に予定されている都市計画道路については、広域的なみちづくりを進めるため東京都と十分に調整しながら、騒音等による環境にも配慮し計画的な整備を行っていきます。なお、都施行の都市計画道路については、事業の早期実現を要請するとともに、工事実施にともない、周辺の住民をはじめ市民への説明を都が責任を持って実施し、また市と十分な協議について要請していきます。
- (2) 一般の市の道路については、基本的には生活道路として歩行者の安全確保のための歩車道の分離やバリアフリー化を進めていくことにあわせて、一方通行などの導入について沿道の住民の合意形成を図っていくなど、通行の安全性や円滑性の確保についても、積極的に整備を進めます。また歩道等の日常的な環境維持について、沿道の市民によるサポート体制を実施していきます。
- (3) 今後、譲与を受けた里道の現況をもとに、活用や売り払い等について検討し、それぞれの状況に沿って対応を進めていきます。

予定される計画事業

	事業項目	前半〔5年間〕	後半〔5年間〕	目標設定
施設事業	(1) 都市防災総合推進事業			
	(2) 都市計画道路3・4・10号線及び3・4・21号線整備事業			
	(3) 都市計画道路3・4・23号線の検討・整備			
	(4) 都市計画道路3・4・19号線を含む小平駅北口駅前広場等整備に関する検討			
	(5) 道路新設改良事業			
	(6) 道路維持補修事業			
	(7) 道路・歩道の拡幅とバリアフリー化の推進			
非施設事業	(1) 東京都への都市計画道路整備に対する要請			
	(2) 公園・道路等ボランティアの推進			
	(3) 違反広告物除去活動員事業の推進			
	(4) 里道等整備事業			

公道の整備状況 (平成17年3月31日現在)

	路線数	改良(km)		改良率 (%)	舗装(km)		舗装率 (%)
		改良済	未改良		舗装済	未舗装	
市道	838	140.9	64.7	68.5	204.4	1.2	99.4
都道	主要地方道	5	20.9	—	20.9	—	100.0
	一般都道	9	14.4	—	14.4	—	100.0
計	852	176.2	64.7	73.1	239.7	1.2	99.5

※改良…道路の雨水排水設備の設置など

(資料：みちづくり課)

都市計画道路の整備状況

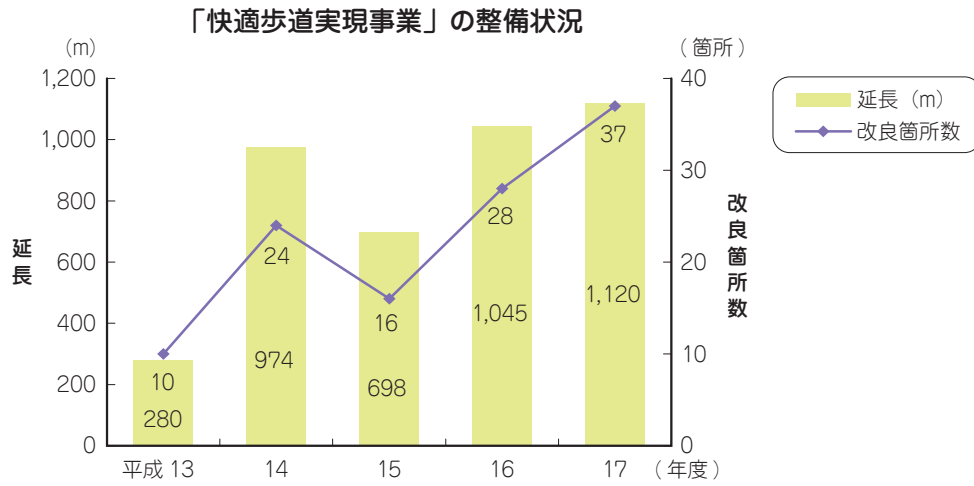
(平成17年3月31日現在)

	路線名	延長	整備済	概成済	未整備	備考
1	小平3・1・2号 (東京立川線)	3,070	240	2,830	0	東京都施行
2	小平3・3・3号 (新五日市街道線)	8,580	313	0	8,267	
3	小平3・3・8号 (府中所沢線)	3,000	450	1,120	1,430	
4	小平3・4・4号 (新青梅街道線)	2,700	2,700	0	0	
5	小平3・4・7号 (府中清瀬線)	3,380	2,650	0	730	
6	小平3・4・9号 (田無花小金井線)	400	240	160	0	
7	小平3・4・14号 (東京街道線)	970	0	970	0	
8	小平3・4・17号 (小金井久留米線)	3,300	3,300	0	0	
9	小平3・4・24号 (小川橋青梅橋線)	680	390	290	0	
東京都施行延長		26,080	10,283	5,370	10,427	進捗率 39.4%
10	小平3・4・5号 (高井戸小平線)	390	0	0	390	小平市施行
11	小平3・4・6号 (花小金井学園線)	4,280	0	2,760	1,520	
12	小平3・4・10号 (小平大和線)	3,590	950	1,020	1,620	
13	小平3・4・11号 (小川駅東線)	130	130	0	0	
14	小平3・4・12号 (小川駅西線)	120	73	0	47	
15	小平3・4・13号 (小平八坂線)	80	30	50	0	
16	小平3・4・15号 (花小金井駅南線)	50	50	0	0	
17	小平3・4・16号 (花小金井駅北線)	430	0	240	190	
18	小平3・4・18号 (府中小平線)	3,110	2,420	690	0	
19	小平3・4・19号 (小平駅久留米線)	540	0	0	540	
20	小平3・4・20号 (恋ヶ窪小川線)	2,630	0	0	2,630	
21	小平3・4・21号 (小川西町線)	780	695	62	23	
22	小平3・4・22号 (国分寺東村山線)	1,780	433	0	1,347	
23	小平3・4・23号 (国立駅大和線)	1,320	472	0	848	
24	小平3・5・1号 (三鷹駅国分寺線)	600	204	396	0	
小平市施行延長		19,830	5,457	5,218	9,155	進捗率 27.5%
小平市合計		45,910	15,740	10,588	19,582	進捗率 34.3%

*概成済…概ね幅員8m以上の現道がある区間

(資料：都市計画道路 担当)





市内の里道の現状

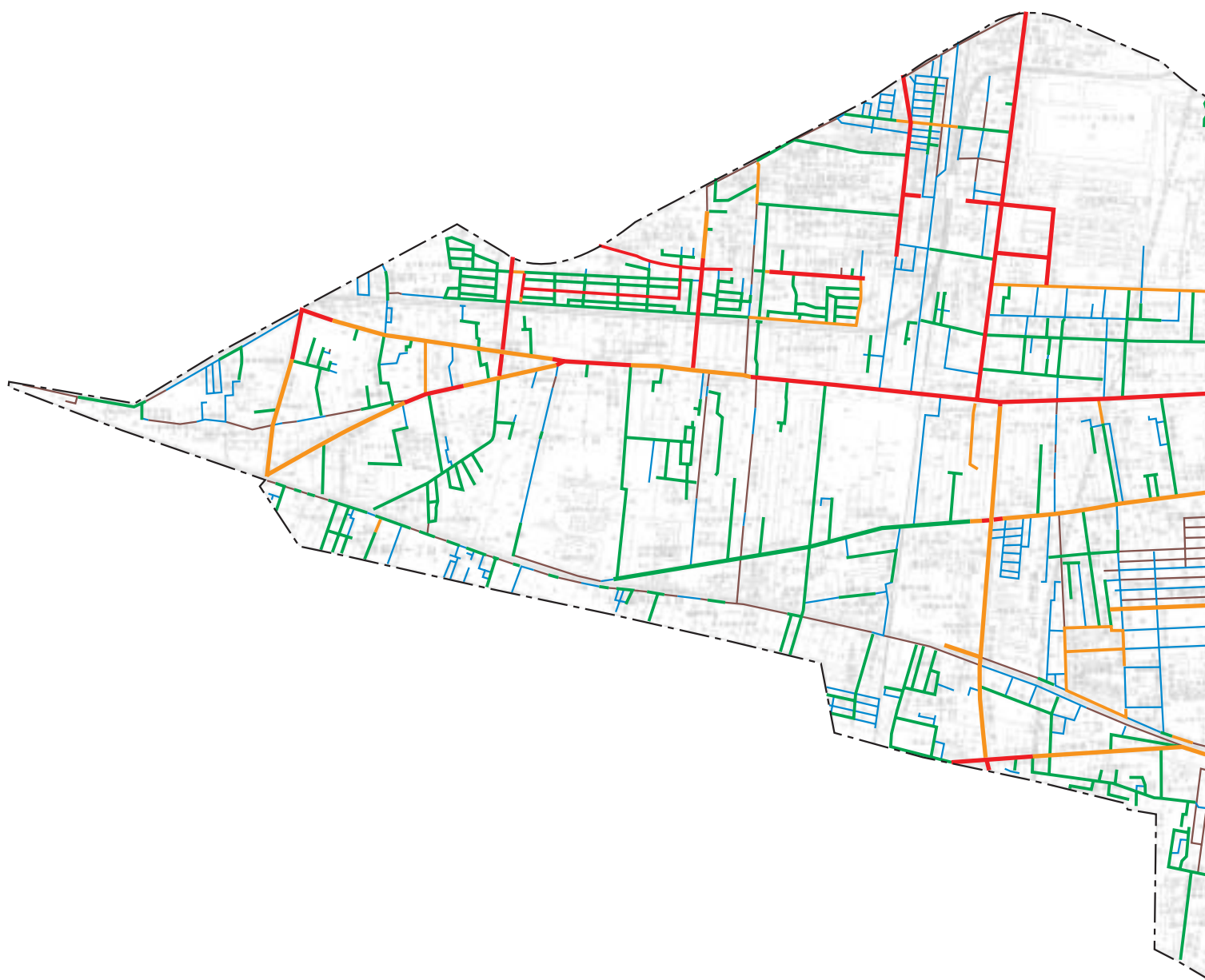
498路線の総延長数 / 136,323(m) (平成17年3月31日現在)

総路線数	498路線 (100.0%)
既設市道への編入がされた里道	246路線 (49.4%)
既設市道への編入がされていない里道	252路線 (50.6%)
道路または通路として利用	206路線
未整理分	46路線

(資料：みちづくり課)

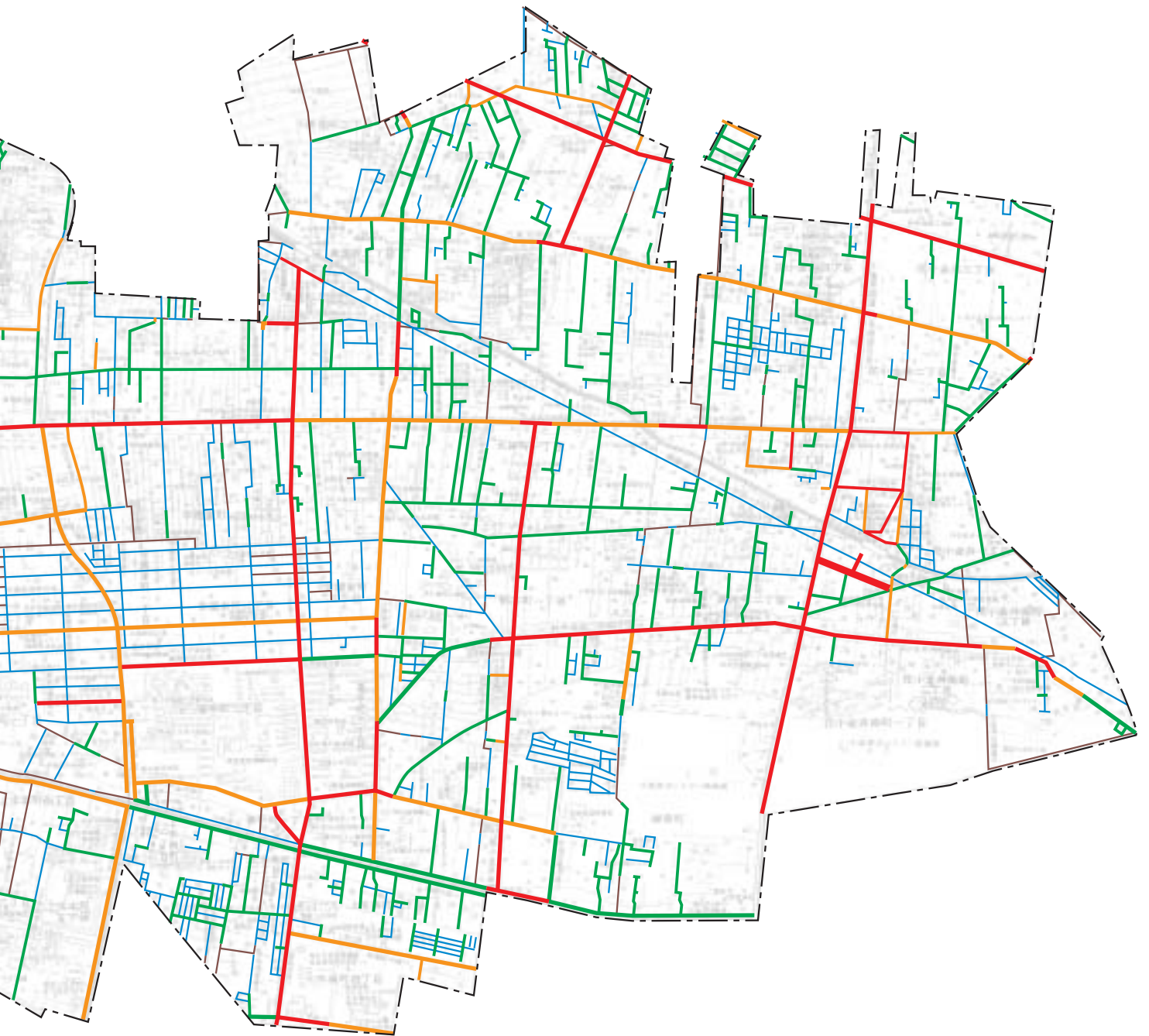


幅員別道路現況図



凡 例

- 幅員12m以上
- 幅員9~12m以上
- 幅員6~9m以上
- 幅員4~6m以上
- 幅員4m未満



(平成18年3月現在)

第2節 通行しやすく便利なまちをめざす。(交通)

1 交通網

第2節 通行しやすく便利なまちをめざす。(交通)

1 交通網

2 交通安全

動向（現状）と課題

● 動向（現状）

- (1) 車や鉄道、自転車等の交通手段は、人々が安全かつ快適に移動するために欠かすことのできないものですが、都市計画道路の整備の遅れ、鉄道による地域の分断をはじめ、踏切の長時間遮断による慢性的な交通渋滞の発生が、市民生活に少なからず影響を及ぼしています。
- (2) 現在、小平市内を通過する鉄道をはじめとして、多摩北部地域の広域的な課題としても、西武線の連続立体交差の実現への取り組みを始めており、多摩北部を構成する5市を含めた広域的な連携が望まれます。
- (3) 市内の各駅において、エレベーターやエスカレーターを設置を含めバリアフリー化が進んでいますが、まだ設置のされていない市内の各駅への設置について、今後も鉄道事業者へ強く要請していくとともに、鉄道事業者・国・東京都と調整を進めていく必要があります。
- (4) 高齢者や乳幼児連れの方などをはじめとして市民の交通の利便性を向上させるため、コミュニティバスの試行運行が行われていますが、このバスも含めて市内のより良い交通体系について総合的に検討が行われています。

● 今後の課題

- (1) 都市計画道路や生活道路等の道路網の充実や、公共交通としての路線バス、コミュニティバス、「ドア・ツー・ドア*」のアクセス*が可能なタクシー等との組み合わせによる、地域特性にあった移動サービスの検討が必要です。さらには利用者・事業者・行政がその費用負担のルールを明確にした公共交通のあり方を検討し、収益性も含めそれぞれの役割を果たすことが必要です。
- (2) 環境にやさしく健康にも寄与する自転車の活用も視野に入れながら、新しい交通手段の活用・導入の検討をするとともに、道路整備や交通体系の課題については、鉄道事業者や東京都に対してその実現に向けて、要請していくことが必要です。



*ドア・ツー・ドア…家の玄関から玄関へ直接に配達や到着するというように、移動の利便性をあらわすこと。

*アクセス…そこへ到達するための手段、接近方法。

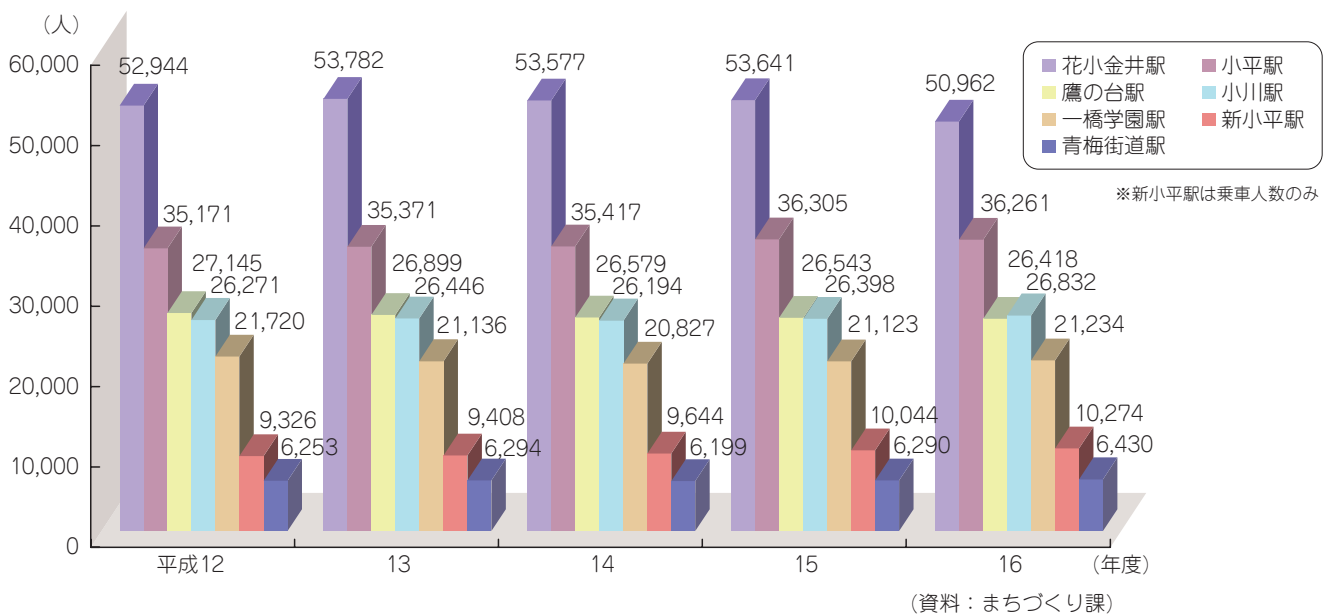
本計画における基本方針

- (1) 今後、小平の地域特性にあった総合的・体系的な交通体系が整い、市の役割が明らかになった段階で、その体系を実現するための必要な事業を、できるだけすみやかに展開していきます。
- (2) また、小平の地域特性にあった総合的・体系的な交通体系が明らかにされるなかで、東京都や国、あるいは事業者が広域的に果たすべき役割も明らかになりますので、必要に応じて、東京都や国、事業者に対して要請を行います。
- (3) 地域を分断している鉄道の連続立体交差事業の実現については、多摩北部都市広域行政圏協議会の構成市のひとつとして、東京都及び鉄道事業者に対して、他の構成市とともに、その実現について要請していきます。

予定される計画事業

	事業項目	前半〔5年間〕	後半〔5年間〕	目標設定
非 施 設 事 業	(1) 総合的な交通体系のあり方やコミュニティバス等のあり方の検討	▶		➡
	(2) コミュニティバス運行経費への補助	▶		
	(3) 国、東京都及び鉄道事業者への鉄道駅のバリアフリー化の検討・要請（鷹の台駅、新小平駅）	▶		
	(4) 国、東京都及び鉄道事業者への鉄道連続立体交差化の要請	▶		

各駅別1日平均乗降客の推移



第2節 通行しやすく便利なまちをめざす。(交通)

2 交通安全

第2節 通行しやすく便利なまちをめざす。(交通)

1 交通網

2 交通安全

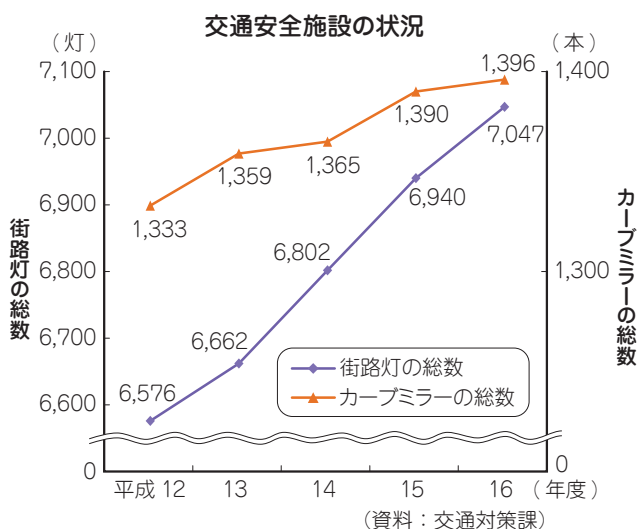
動向(現状)と課題

● 動向(現状)

- (1) 人々が安全に安心して往来できるように、交通安全に対するさまざまな施策を展開していますが、一方では手軽な交通手段として自転車の利用が増え続け、市内の各駅の周辺では放置された自転車への対策が急務となっています。
- (2) また、駅前放置自転車の解消や自転車駐車場の整備、さらには自転車利用者のモラルやマナーの向上が求められるとともに、行政としては交通事故防止のためのガードレールやカーブミラーの設置等を行っています。

● 今後の課題

- (1) 駅前の放置自転車など、自転車利用者へのモラルやマナー向上のための啓発活動を進めるとともに、歩行者が安心して利用できる歩道の確保や視覚障がい者への配慮、歩車道の段差の解消などの環境整備のほか、車を運転する人たちに対しての交通安全に関する設備や通行しやすい道路の整備などについて、さらに進めていく必要があります。
- (2) 交通安全意識を高めることが事故防止の基本であることから、子どもたちから高齢者まで世代に応じたきめ細かい交通安全教育の徹底や、災害時における避難路の確保、緊急車両の乗り入れ等の認識を高めるために、警察署や消防署と連携して啓発活動を推進していく必要があります。



市内の交通事故発生件数の推移

年度	平成 12	13	14	15	16
事故件数(件)	978	1,067	1,098	1,163	1,060
死者(人)	8	1	4	1	2
重傷者(人)	12	15	14	7	4
軽傷者(人)	1,049	1,163	1,162	1,212	1,131

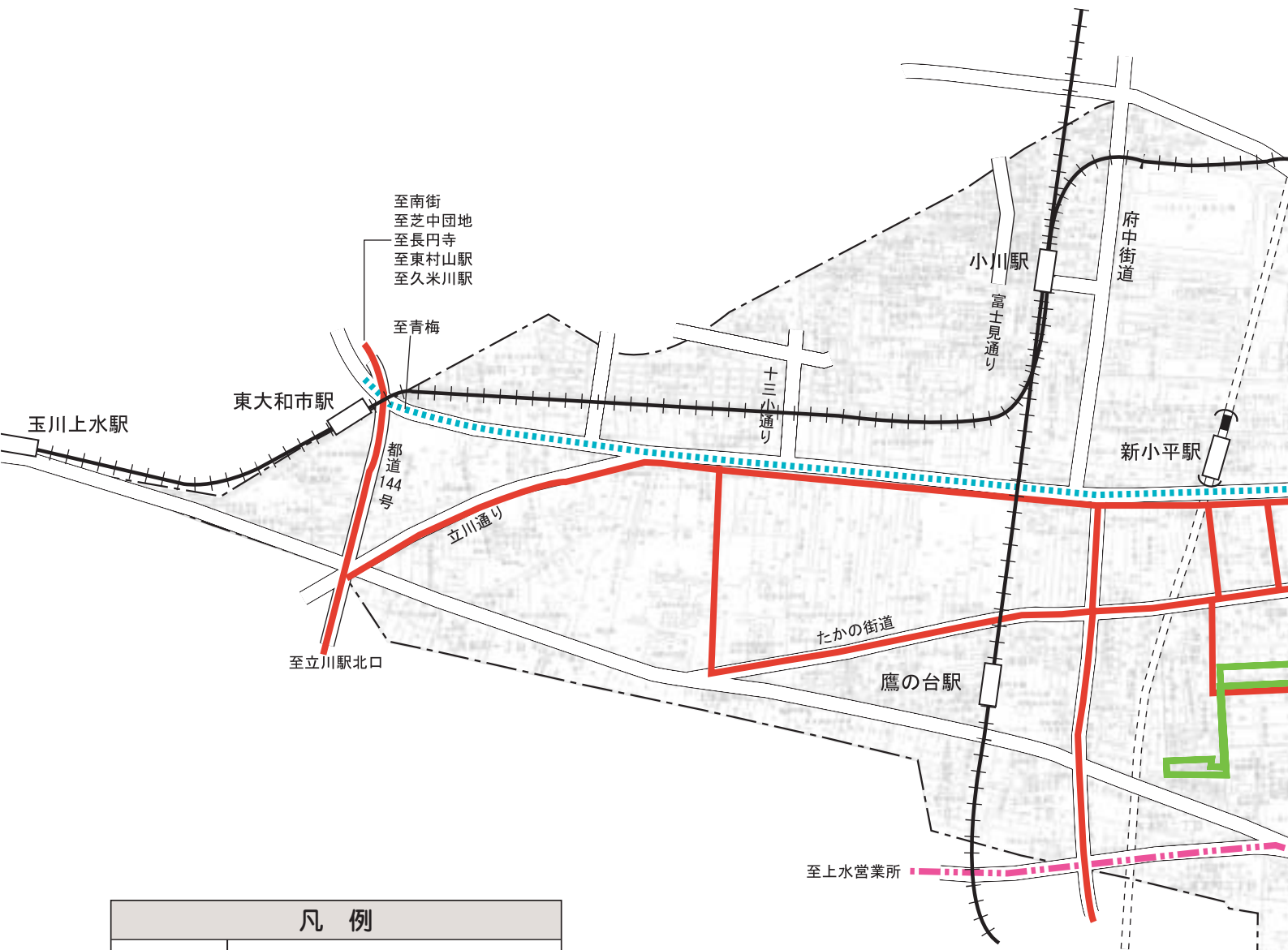
(資料：警視庁「交通統計」より)

交通安全講習会等の実施状況

年度	交通安全講習会		自転車教室		二輪車教室	
	回数	人数	回数	人数	回数	人数
平成 15	212	24,733	38	3,427	26	761
16	132	21,052	13	1,637	9	349
17	170	27,992	33	3,864	18	903

(資料：小平警察署)

交通網（鉄道・バス網）



至南街
至芝中団地
至長円寺
至東村山駅
至久米川駅

至青梅

東大和市駅

玉川上水駅

都道
144号

立川通り

十三小通り

小川駅

富士見通り

府中街道

新小平駅

たかの街道

鷹の台駅

至立川駅北口

至上水営業所

凡 例	
	コミュニティバス（にじバス） （試行中）
	都営バス
	関東バス
	京王バス
	立川バス
	西武バス
	幹線道路
	鉄道（JR）
	鉄道（私鉄）



(平成 18 年 3 月末現在)

第3節 活力ある産業の展開をめざす。(産業)

1 商工業

第3節 活力ある産業の展開をめざす。(産業)

1 商工業

2 都市農業

動向（現状）と課題

● 動向（現状）

- (1) 市内からの客足の流出等により、ひとこに比べて市内の商業事業者に勢いがなく、商店数や従業員数、売上高が減少している傾向にあります。
- (2) 一方では、小売業のしくみそのものが変化しており、コンビニエンスストアやディスカウントショップなど新しい形態の小売業の進出で、従来の商店街は大変に厳しい環境に置かれており、また経営者の高齢化などにより地域の商店街には空き店舗が増え、大きな課題となっています。
- (3) 従来の商工業に加え、小平グリーンロード（市内一周緑道）を軸に、新しい産業振興が成果を上げつつあり、今後は、さらなる効果が期待されています。



市内の商業の推移

(各年7月1日現在)

年	内容	商店総数	従業者総数 (人)	年間販売総額 (百万円)
平成 6		1,637	9,595	275,446
9		1,528	9,832	278,162
11		1,535	10,914	265,297
14		1,370	9,904	225,236

(資料：産業振興課「商業統計調査結果」より作成)

● 今後の課題

- (1) 基本的には商業事業者が創意や工夫により、意欲的にさまざまなチャンスに挑戦していくことが必要ですが、市としては、既存の意欲ある事業者との連携のなかで、空き店舗対策をはじめとして起業家の育成・支援など、より効果的な施策を新たに推進し、行政の果たす役割を明確にすることが必要です。また郊外型のショッピングセンターなどとの共存共栄を図っていく必要があります。
- (2) 小平市の貴重な観光資源である小平グリーンロード（市内一周緑道）を産業活性化の視点から有効に活用し効果を上げるには、関連する事業を総合的に展開し、継続的に集客効果をもたらすようなしくみを、事業者・市民・行政などが協働して構築し実践していくことが必要です。
- (3) さらに、市内の工業事業者に対しては、資金の融資・あっせん等により、事業の維持・育成のための施策を充実し、振興の機会を大切にすることにより、市内全体の工業振興を図ることが重要です。

市内の工業の推移

(各年 12月31日現在)

年	内容	工場総数	従業者総数 (人)	製造品出荷総額 (百万円)
平成 5		328	10,217	519,804
7		306	9,858	858,163
10		304	8,937	572,555
12		276	8,007	772,079

(資料：産業振興課「工業統計調査結果」より作成)

2 都市農業

第3節 活力ある産業の展開をめざす。(産業)

1 商工業

2 都市農業

動向（現状）と課題

● 動向（現状）

- (1) 大都市近郊における農業を取り巻く環境の変化により、市内の農地面積は年々減少し、宅地等への転用が進んでいます。
- (2) 都市における農業は、新鮮な農作物の地域への供給だけでなく、都市の温暖化対策としての有効性、災害時における空地の提供等のメリットがありますが、生産環境の悪化や相続税制など都市ならではの課題を抱え、生産基盤である農地の減少を食い止める有効な手段が、いまのところ見当たらないのが現状です。

● 今後の課題

- (1) 都市の農業経営を継続・発展させるには、まず、都市農業そのものが成り立ち、拡大していくことが前提であり、都市農業を担う後継者の育成や人材の確保を図るとともに、都市農業の魅力を高めるために、都市そのものの持つ大きな消費市場や人材の供給力を有効に活用していくことが必要となります。
- (2) 特に都市の農業経営が継続されていくためには、市民一人ひとりが農業に対する正しい理解を深め、また農業経営者も市民に都市農業の大切さや、魅力などを理解してもらうことが必要です。
- (3) 今後、さらに都市農業を発展させていくためには、農業経営者・農業協同組合・市民・行政が協力しあい、地域に根ざした都市農業を育成していくことが必要です。



本計画における基本方針

- (1) 大都市近郊における都市農業を産業として成立させるために、その立地条件を活かした「地産地消*」の施策の推進や、付加価値の高い農作物の生産を進めることなどについて、農業従事者と共通の認識を持ち、市としての必要な施策を市民や関係団体と連携して展開します。
- (2) 地域農業をリードする意欲的な後継者を育成するとともに、農業経営の法人化の推進や、労働力の不足に対応する多様な担い手の確保について支援します。
- (3) 農業そのものや農作物の収穫の喜びが身近な農業体験によって得られるように、学校の児童・生徒や市民が日常的に農業とふれあえる機会を拡大し、その理解を深めていくための支援をしていきます。

予定される計画事業

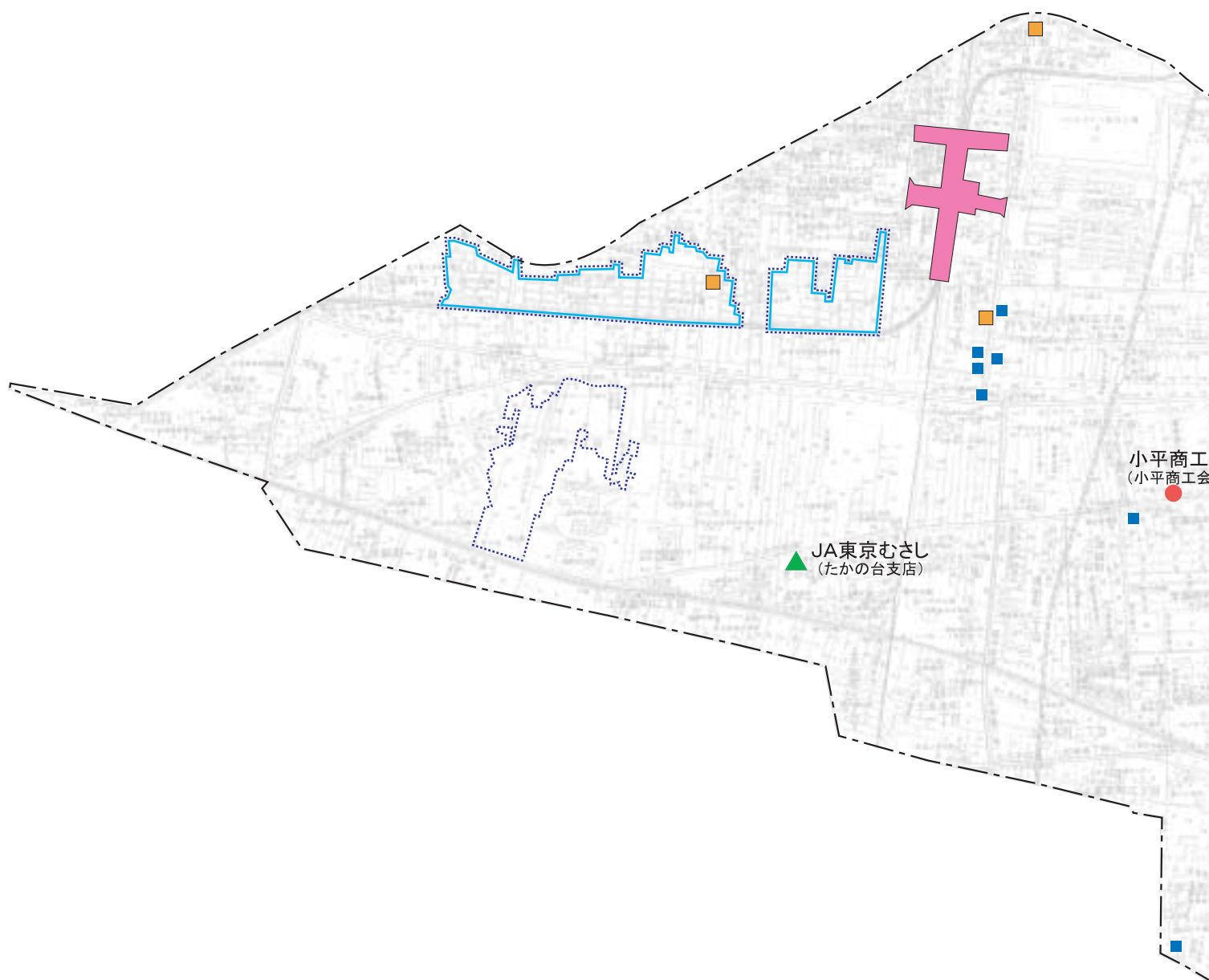
	事業項目	前半〔5年間〕	後半〔5年間〕	目標設定
非施設事業	(1) 農のあるまちづくり推進会議の開催と都市農業基本構想の見直し	▶		
	(2) 地場流通促進と地域農産物特産化の推進	▶		▶
	(3) 有機農業促進と環境保全型農業の推進	▶		
	(4) 認定農業者制度の活用	▶		
	(5) 農業後継者の育成と援農制度の充実	▶		
	(6) 学童農園・農業体験農園の実施と農地保全の研究	▶		
	(7) 「ブルーベリーの里こだいら」構想による観光農園の開設支援	▶		
	(8) 学校給食への地元産農産物の出荷支援	▶		








市内の農家及び経営耕地面積等の推移 (各年1月1日現在)

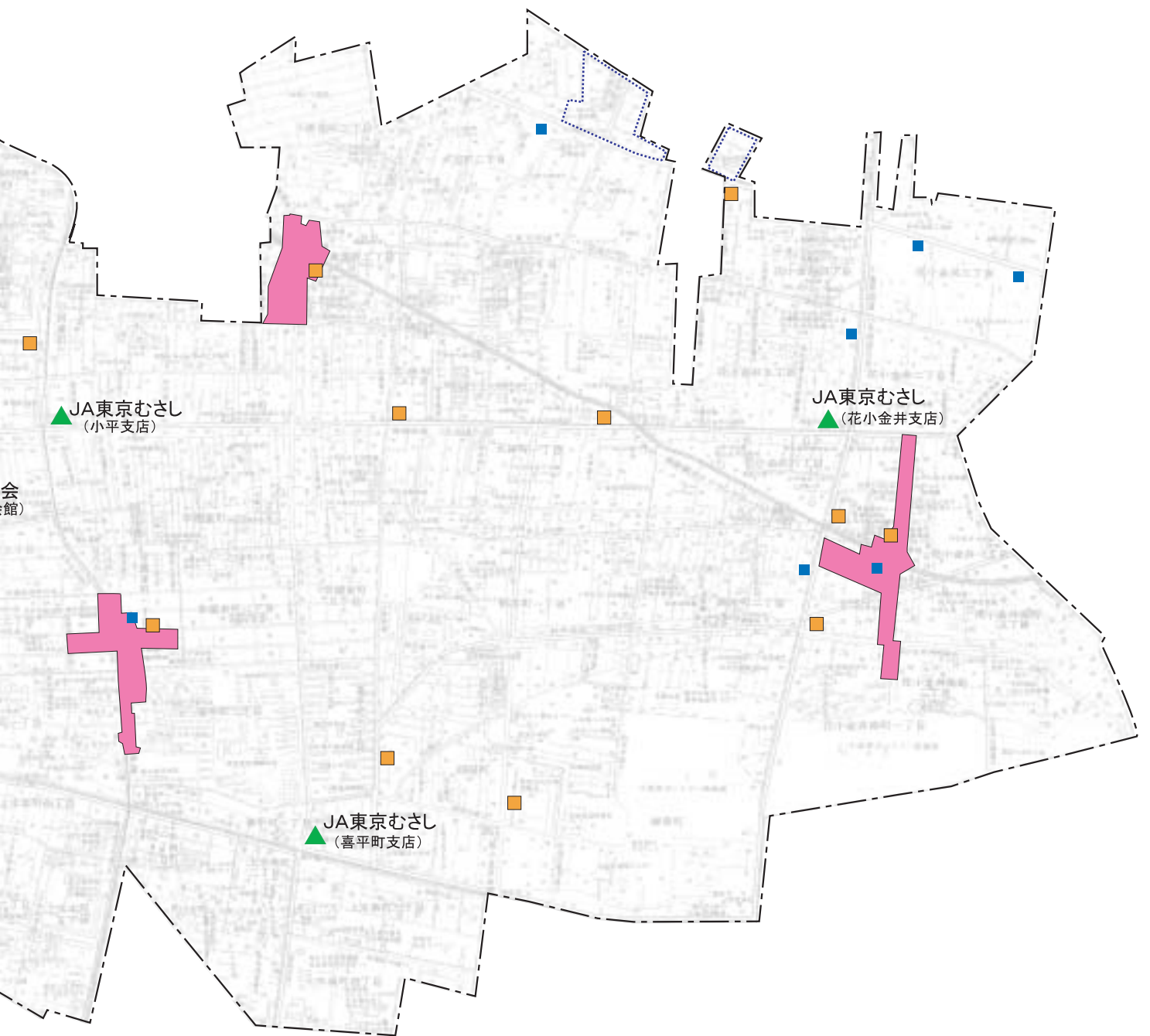
内容 年度	農家総戸数(戸)				農家人口(人)		経営耕地面積(m ²)
	専業農家(戸)	兼業農家(戸)	〔農業総戸数に対する兼業農家の割合〕	農家人口(人)	農業従事者数(人)		
平成 12	412	19	393 (95.4%)	1,882	934	22,125	
13	403	24	379 (94.0%)	1,819	919	21,971	
14	405	23	382 (94.3%)	1,814	927	21,757	
15	397	16	381 (96.0%)	1,743	913	21,412	
16	398	10	388 (97.5%)	1,811	918	20,872	

(資料：産業振興課)

* 地産地消…地域で生産されたものを、その地域で消費すること。またはその考え方。



凡 例	
	土地区画整理事業区域
	地区計画地域
	商業地域
	大規模小売店(1000㎡超)(14店舗)
	中規模小売店(1000㎡未満)(14店舗)
	小平商工会
	農業協同組合(JA東京むさし)



(平成18年3月現在)